

(一社)北海道商工会議所連合会と(一社)北海道貿易物産振興会との連携協定による  
『食の発掘プロモーション』実施要項

1. 目的

この企画は、北海道内の商工会議所地域の企業が製造する商品の販路拡大、地域に眠る優良産品の更なる掘り起こしを目指して実施するものです。

商品を(一社)北海道貿易物産振興会が運営する「北海道どさんこプラザ札幌店」(以下「店舗」といいます。)において一定期間販売し、得られた販売動向等の情報を、今後の商品開発や販売戦略の作成に役立てていただくというものです。

お客様より好評をいただいた商品は、店舗の「定番商品」とすることを検討いたします。

2. 商品の要件

北海道内で製造、加工された農産、水産、畜産物並びに加工品、菓子、飲料等食品全般とします。

3. 応募者の資格および条件

応募者は、北海道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人とし、以下のいずれかの条件に該当する者とします。

- (1) 道産品の生産、製造、加工を行っている者であること。
- (2) 自らが企画、考案した道産品の販売を行っている者であること。

4. 取引・販売等の条件

- (1) 出品数は、1出品者につき、募集期間あたり1品を原則とします。
- (2) 販売品のマージン率(販売手数料率)は20%とします。
- (3) 店舗までの納品に係る費用は、出品者が負担することとします。
- (4) 販売期間終了後は返品を行います。また、販売期間内において、商品の不具合、表示不良等と判断された商品は、返品処理を行います。
- (4) 返品処理に係る送料は、出品者が負担することとします。
- (6) 商品には、食品衛生法、JAS法等の表示義務に則った表示がされていることとします。

5. 販売期間等

|          | 第1回  | 第2回  | 第3回    | 第4回   |
|----------|------|------|--------|-------|
| 販売期間     | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1月～3月 |
| 募集開始     | 1月4日 | 4月1日 | 7月1日   | 10月1日 |
| 締め切り(※1) | 2月中旬 | 5月中旬 | 8月中旬   | 11月中旬 |
| 商談会開催日   | 2月下旬 | 5月下旬 | 8月下旬   | 11月下旬 |

※1：締め切りとは、(一社)北海道商工会議所連合会が(一社)北海道貿易物産振興会に対し、商品一覧を提示する日をいう。

※ただし、平成26年度は事業内容変更の都合から第2回からの実施。

## 6. 申込みと商談会の開催、販売商品の決定

### (1) 申込み手続き

ア 募集期間内に、次の書類を(一社)北海道商工会議所連合会へ提出してください。

a 商品エントリー用紙(①、②)

b 出品者が加入している損害賠償保険(「PL保険」その他損害保険等)証の写し

c 関連法令によって義務付けられている項目が記載された商品一括表示(商品裏面表示)の写し

d JANコード表示の写し

e 外部機関による商品検査(菌検査等)を受けている場合は、直近の検査表の写し

f 申込商品に該当する食品製造に係る営業許可証の写し

イ PL保険及びそれに類する保険に加入していない商品の応募は認めておりません。

ウ 出品物の瑕疵により第三者との間に紛争(特許権、商標権の侵害等)が生じたり、損害を与えた場合は、出品者の責任により対応いただきますので、応募に当たりご承知置き願います。

### (2) 商談会の開催

ア 出品者及び(一社)北海道商工会議所連合会商談会は、(一社)北海道貿易物産振興会が指定する商談会に参加することができます。

イ 商談会に参加する出品者は、商品PRを行うことができます。

また、商品の改善点等について助言を求めることができます。

ウ 商談会の開催にあたり、サンプル品の提供をお願いする場合があります。

### (3) 販売商品の決定

ア 販売商品は、商談会開催後速やかに決定し、出品希望者に連絡します。

イ 店舗の設備的制約等の理由で、やむを得ず出品を断る場合があります。

## 7. 販売

(1) 出品者は、原則として、販売期間中少なくとも1回、店舗で試食販売を実施することとします。

実施スケジュールは、店舗と都度調整のうえ決定することとします。

(2) 試食販売を実施した際には、出品者の求めに応じて、店舗から売上状況、改善点、お客様の声等に関する情報提供、アドバイスを行います。

(3) 各店舗の判断により、販売期間後に定番商品として販売を継続することがあります。

## 8. 精算

(1) 月末締め・翌月末払いとします。

(2) 支払方法は、金融機関の指定口座への振り込みのみとします。

金融機関への振込手数料は出品者の負担とします。

(3) 売上金額は、レジ通過分のみとします。

(4) (一社)北海道貿易物産振興会は、毎月末に商品の売上数量、売上金額等を集計し、翌月5日までに出品者に対し通知します。

(5) 出品者は、(4)により通知された金額により、遅くとも翌月10日までに店舗あてに請求書を送付することとします。